# 外国公務員贈賄防止法関連サービス
## Anti-Bribery and Corruption related Services

**KPMGは、主に米国や英国における外国公務員贈賄への対応に関する豊富な知識・経験とグローバルネットワークを活かして、さまざまな外国公務員への贈賄防止のアドバイザリーサービスを提供します。**

この数年間で、日本を代表するグローバル企業数社が、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）によって米国政府に訴追されており、FCPAへの対応はグローバル企業にとって頭痛の種となっています。このような状況の中でさらに英国においても、2011年の7月から英国贈収賄防止法（UKBA）が施行されました。日本企業がこれらの法律への対処法を検討する必要性は以前と比較して益々高まっています。

### FCPA (Foreign Corrupt Practices Act) 米国海外腐敗行為防止法

FCPAはアメリカで1977年に成立した法律であり、本来は主に米国企業がビジネスを行う際に、外国政府の公務員へ賄賂を渡すことを防止するために制定された法律です。但し、実際はFCPA違反で課せられた罰金の金額上位10社に入る企業のうち、8社は米国以外の企業となっています。日本企業も海外でビジネスを展開する限りにおいては、この法律の適用対象になる可能性は十分あります。

FCPAは大きく会計・内部統制条項（Book and Record-Keeping and Internal Control Provision）と賄賂禁止条項（Anti-Bribery Provision）の2つから構成されています。

| 主な執行機関 | SEC | DOJ |
|---|---|---|
| FCPAに規定される条項 | **会計・内部統制条項**<br>**Books and Record-Keeping and Internal Control Provision** | **賄賂禁止条項**<br>**Anti-Bribery Provision** |
| 内容 | ■ 財産の取引および処分について「合理的に詳細、正確、かつ公正にこれを反映する帳簿、記録、勘定を作成・保存」する義務<br>■ 適切な内部統制の維持・構築 | ■ 外国公務員等に「その職権の行使に影響を与え、または影響力の行使を誘導する目的をもって」、金銭、贈答などを「不正に（corruptly）提供ならびに提供の約束、許可することの禁止 |
| 適用範囲 | ■ SEC登録企業および当該子会社等 | ■ 米国人または米国法人等が国内外で行った行為<br>■ 米国内で行われた行為 |
| 潜在的にFCPA違反リスクがある日本企業 | ■ SEC登録企業および当該子会社等 | ■ 米国に子会社等を展開している企業<br>■ 米国人を雇用している企業 |

© 2015 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

FCPAへ対応するためには、米国における「組織に対する連邦量刑ガイドライン（1991年施行）」やDOJ、SECが2012年に公表した「FCPAガイダンス」に基づき、グローバル・コンプライアンスプログラムを導入して、汚職行為を「防止」・「発見」・「対処」することが有効です。「組織に対する連邦量刑ガイドライン」では、社内で有効なコンプライアンスプログラムを実施している企業に対しては、企業に科せられる罰金総額が削減される規定があるためです。「組織に対する連邦量刑ガイドライン」が求める有効なコンプライアンスプログラムには、下記の内容が含まれます。

| | |
|---|---|
| **経営者の姿勢** | 経営者とは独立した上級管理者を、コンプライアンス責任者として1名以上配置する。 |
| **グローバル・ポリシーの規定** | 各国の事業部等にも適用される、通常業務を実施するためのコンプライアンス指針を制定する。 |
| **研修及び確認書の受領** | 従業員、エージェント、その他関係者に対し研修を実施し、関連する汚職行為の規制における責任や行動を理解させる。また、その実施確認書を保管する。 |
| **インテグリティ・デューデリジェンスの実施** | 取引先等に対するインテグリティ・デューデリジェンス（公開および非公開情報に基づき、企業や個人の素性、資本関係、実績、評判、倫理観に係る情報収集および分析）を実施する。 |
| **内部通報ホットラインの設置** | 従業員、エージェント、その他関係者が発見した賄賂・汚職の違反及びその他犯罪行為と疑わしい内容を匿名で通報するためのシステムを設置する。 |
| **コンプライアンスの継続的なモニタリング** | 統制が脆弱であり、過去に汚職行為があった国家・事業等、リスクが高い領域について継続的なモニタリングを実施する。 |
| **効果的な対処プログラムの設定** | 効率的・効果的なクロスボーダー不正調査手法を整備する。 |

## UKBA (U.K. Bribery Act) 英国贈収賄防止法

UKBAとFCPAには規制内容について共通する点も多くありますが、大きく異なる点は次のとおりです。

(1)UKBAは民間エンティティと外国政府公務員との間に発生する賄賂を対象としているだけでなく、民間エンティティ間で発生する賄賂も対象にしています。

(2)UKBAは政府機関へのファシリテーションペイメント(注)も禁止しています。

なお、違反が見つかった場合の罰則については、UKBA、FCPAいずれも違反した個人だけに適用するのではなく、雇用者にも適用するように規定されています。

### UKBAの要約

| | |
|---|---|
| **執行機関** | **Serious Fraud Office (SFO)** |
| **内容** | ■ Prohibits any individual from bribing or promising to offer a third party anything of value to secure business (Article 1)<br>■ Prohibits any individual from bribing or promising to offer a foreign government official anything of value to secure business (Article 6)<br>■ Holds the employer of the violator accountable for his/her corrupt act (Article 7)<br>■ Defines the entities covered under the Act (Articles 8 and 12) |
| **適用範囲** | ■ 英国国民、居住者、an entity incorporated in 英国など<br>■ "Associated Persons" (a person who performs services for or on behalf of a commercial entity, such as an employee, agent, or subsidiary) as defined in Article 8 |
| **潜在的にUKBA違反リスクがある日本企業** | ■ 英国に子会社等を展開している企業<br>■ 英国人を雇用している企業 |

(注)「ファシリテーションペイメント」とは、主に政府機関における諸手続のための所要時間を短縮するために、外国公務員へ金銭を支払うことを指します。諸手続の例としては、ビザやビジネスライセンスの発行手続があります。

© 2015 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

英国政府は、米国の「組織に対する連邦量刑ガイドライン」と同様に、企業が自ら実施することによって企業の責任を軽減できる「適切な手続き」を、ガイダンスにおいて概念的に記述しています。当該ガイダンスには、下記の6つの原則が含まれています。

| 原則 | 内容 |
|---|---|
| バランスの取れた手続き<br>Proportionate procedures | 贈収賄を防止するための手続きは、直面している贈収賄リスクや事業活動の性質・規模・複雑性に応じ、バランスの取れたものであること。さらに、それらの手続きは明確かつ実践的であり、利便性が高く、また、効果的に実施されていること。 |
| トップ・レベルのコミットメント<br>Top-level commitment | 取締役等、組織のトップ・マネジメントが贈収賄を防止することについてコミットしていること。また、贈収賄は決して許されるものではない、という企業文化を、トップ・マネジメント自らが醸成していること。 |
| リスクアセスメント<br>Risk assessment | 営利組織が晒されている外的・内的贈収賄リスクの性質と範囲が定期的に評価されており、その結果が周知され、且つ、文書化されていること。 |
| デューデリジェンス<br>Due diligence | 認識された贈収賄リスクを軽減するため、当該営利組織を代表してサービスを提供する個人または提供する予定の個人に対して、バランスの取れたリスク・ベース・アプローチによるデューデリジェンス手続きを実施していること。 |
| コミュニケーション<br>Communication | 贈収賄防止方針と手続きが組織内に組込まれており、また、組織が直面するリスクに応じた内外の適切なコミュニケーションを通じ、それが十分に理解されていることを確認する手段を講じていること。 |
| モニタリングとレビュー<br>Monitoring and review | 贈収賄を防止するための手続きが適切に監視・レビューされ、必要に応じて改善がなされていること。 |

このような最近の動向に鑑みると、日本企業は速やかにFCPAおよびUKBAに違反するリスクを評価し、適切なコンプライアンスプログラムを構築することが極めて重要と考えられます。KPMGは、コンプライアンスプログラムの構築に関連して、主に下記のサービスを提供します。

**リスク評価**
企業をとりまく贈賄リスクを、地理的要因、事業内容、ビジネスパートナー（取引先）等の観点で評価し、リスクポイントを特定します。

**ギャップ分析**
企業における既存の贈賄防止に関連するポリシーおよびコントロール等について、KPMGが有する過去の豊富な経験から導き出されたベストプラクティスと照らし合わせ、改善すべき点を特定します。

**贈賄防止ポリシーの採用及び明文化**
企業の贈賄防止ポリシーに含めるべき重要なポイントについてアドバイスを行います。

**従業員・エージェントへの適切なトレーニング**
従業員やエージェントのためのトレーニングを計画し、実施します。

**従業員および関連する第三者へのデューデリジェンスの実施**
従業員および関連する第三者（サプライヤー、顧客、M&Aターゲット等）の背景調査を行います。

**内部通報制度**
贈賄に関して内部通報が適切に運用されるためのアドバイスを行います。

**継続的モニタリング**
リスクが高い勘定（交際費、エージェントへの支払報酬等）についてデータ分析を行い、贈賄を疑わせるような異常な支出の兆候を調査します。

**不正調査**
外国公務員贈賄に違反している疑義が生じた場合、実態解明のための調査を行います。

**不正発覚後の再発防止の支援**
上記のサービスを総合的に提供することにより、再発防止策の策定、運用を支援します。

**株式会社 KPMG FAS**

**〒100-0004**
**東京都千代田区大手町1丁目9番5号**
**大手町フィナンシャルシティ ノースタワー**
TEL: 03-3548-5770
E-mail: fasmktg@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断下さい。

© 2015 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.